

函館工業高等専門学校国際寮管理運営規程

(趣旨)

第1条 函館工業高等専門学校グローバルセンター規程(令和3年12月22日函高専達第6号)第7条第2項の規定に基づき、函館工業高等専門学校国際寮(以下「国際寮」という。)の管理運営に関することを定める。

(定義)

第2条 国際寮は、留学生と日本人学生が共同生活を通して異文化や多様な価値観を共有し、理解を深め、国際的な視野と人間力のある高専グローバルエンジニアを育成するための施設とする。

(管理運営)

第3条 国際寮の管理運営は校長が行う。

2 国際寮部会長は、校長の命を受けて国際寮の管理運営に関することを掌理する。

3 国際寮部会は、国際寮の入居・退去、寮費その他国際寮の居住に関する業務を行う。

(入居)

第4条 入居者は、次の条件のいずれかを満たす者のうちから選考するものとする。

一 外国人留学生

二 日本人学生のうち、本科4年生、5年生及び専攻科生

三 外国人短期研修生

四 その他、特に校長が必要と認めた者

2 入居を希望する者は、所定の入居願及びその他函館工業高等専門学校が定める書類により、校長に願い出るものとする。

3 入居の選考に関する事項は、国際寮部会において行う。

4 入居の許可は、国際寮部会の選考結果に基づき、校長が行う。

5 入居の許可期間は、当該年度末までとする。

6 疾病その他の事由により共同生活に適さないと認めた者は、入居を許可しない。

(退去)

第5条 退去を希望する者は、所定の退去願を提出し、校長の許可を得るものとする。

2 学則並びに本校の定める諸規則に違反した者又は疾病その他の事由により共同生活に適さないと認めた者は、校長は、退去を命ずることができる。

(入居の選考)

第6条 入居(継続入居及び再入居を含む。)の選考については、別に定める。

(寮費)

第7条 国際寮の入居時に必要な経費及び生活上必要な光熱水料・燃料費等の経費は、入居者の負担とする。

(国際寮準則)

第8条 国際寮において、入居者が遵守すべき事項は、別に国際寮準則に定める。

(庶務)

第9条 国際寮の事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則(令和3年12月22日函高専達第7号)

この規程は、令和4年1月1日から施行する。